

松江市立病院 院内保育所運營業務委託業者選定プロポーザル実施要領

1. 委託業務及び業者選定プロポーザルの趣旨

職員が安心して働くことができる環境整備の一環として設置する院内保育所において、効率的かつ安全・安心で充実したサービスを確保するため、保育所運営実績のある専門事業者
に運營業務を委託する。

保育所の運営は、保育方針や保育内容並びに保育に対する姿勢等により違いがあることから、委託事業者の選考は「公募型プロポーザル方式」により実施し、最も優れた提案を行った事業者を選定する。

2. 委託事業者の選定方法

委託事業者は、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングの結果をもとに、松江市立病院院内保育所運營業務委託業者選定委員会において決定する。

3. 業務期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

4. 参加資格要件

委託業者選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加するものは、次に掲げる要件の全てを満たし、松江市立病院病院長の参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 企画提案書の提出時点において、認可保育所運営実績（受託運営を含む）を有する保育事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 松江市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。または、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (4) 営業の開始に関し、官公庁の許可、認可、届出等を必要とする業務については、これを得ていること。
- (5) 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にないこと。

5. 質疑について

このプロポーザルの実施にあたり、質疑がある場合は、別紙1「質疑書」を使用しFAXに

より問い合わせること。(電話及び来院による直接の質問には応じない)

(1) 質疑書提出期限

令和5年11月13日(月)午後5時(必着)

(2) 提出先

本要領「11. 事務局」に同じ。

(3) 回答

令和5年11月15日(水)までに質疑書提出事業者全員へFAXで回答。

6. 参加意思表明書の提出

このプロポーザルに応募しようとする事業者は、別紙2「プロポーザル参加意思表明書」を提出すること。

また、「プロポーザル参加意思表明書」の提出にあたって、上記4. 参加資格要件(4)については登記事項証明書、(5)については納税証明書を添付すること。

なお、納税証明書については、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書、市内に事業所等がある場合は、あわせて法人市民税、固定資産税の納税証明書(いずれも発行後3か月以内)を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年11月20日(月)午後5時(必着)

郵送(特定記録郵便又は簡易書留郵便に限る)の場合は、提出期限までに到着したものに限り。持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出先

本要領「12. 事務局」に同じ。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

応募する事業者は、「松江市立病院 院内保育所運営業務委託業者選定プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき作成した書類を提出することとし、1事業者1提案とする。

なお、企画提案書作成要領の2. に示す書類の他、松江市病院事業管理者が必要と認めるときは、別途参考書類の提出を求める場合がある。

また、提出期限以降における企画提案書及び関係書類の修正・差し替えは認めない。おって、別途求めるものを含め、提出された書類は返却しない。

(2) 提出期限及び提出部数

① 提出期限：令和5年11月27日(月)正午(必着)

郵送(特定記録郵便又は簡易書留郵便に限る)の場合は、提出期限までに到着したものに限り。持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

② 提出部数：10部(電子媒体及びFAXによる提出は認めない。)

(3) 提出先

本要領「11. 事務局」に同じ。

8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日

令和5年12月14日(木) (※詳細は別途通知する。)

(2) 審査基準

	項目	評価ポイント
1	保育理念 運営方針	・ 松江市立病院の院内保育所の運営を行うに相応しい保育理念を有しているか。 ・ 院内保育所としての性格を理解した運営方針を有しているか
2	保育内容	・ 子どもの健やかな成長が期待できる保育内容を有しているか ・ 夜間保育など院内保育所の特殊性に配慮した保育内容となっているか
3	職員の配置・育成等	・ 確実な職員配置や職員の資質向上に向けた教育・研修体制など、人的資源を有効に活用する体制が整っているか。
4	健康・衛生管理	・ 子どもの健康、衛生を確実に管理する体制が整っているか
5	安全管理	・ 事故、災害、犯罪等、不測の事態に対応した安全管理の体制が整っているか。
6	食に関する考え方	・ おやつを提供を通じた食への関心を深める取り組みがなされているか。
7	家庭や関係機関との 連絡、連携体制	・ 良質な保育を実現するため、家庭や関係機関等と適切に連絡・連携していく体制が整っているか。
8	サービスの質の向上、 個人情報管理等	・ 保護者等の要望を吸い上げ、サービスの質の向上を図っていく体制が整っているか。 ・ 個人情報を適正に管理する体制が整っているか。
9	運営経費	・ 運営経費の見積は適正か。

(3) 留意事項

企画提案が1社のみの場合であっても、松江市立病院院内保育所運營業務委託業者選定委員会において提案内容の審査を行い、選定可否を決定する。

9. 失格

次のいずれかに該当した事業者は失格とする。

- (1) 契約締結までの間に4. 参加資格要件に規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書の提出期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (3) プレゼンテーション・ヒアリングに欠席した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 企画提案書の提出期限までに企画提案の辞退を申し出た場合

10. 契約の締結

審査により最優秀提案者として選定された者を優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の時は、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

11. その他

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、応募する事業者の負担とする。

(2) 個人情報

- ① 本プロポーザル資料の請求者又は提出書類から提供された従業員等の個人情報は、本プロポーザルの実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用途には用いない。
- ② 個人情報の取り扱いは、松江市個人情報保護条例(平成17年松江市条例第15号)によるものとする。

(3) 審査日程の延期

天災その他やむを得ない理由により、審査を行うことができない場合は延期する。
その場合の応募する事業者の損害は、当事業者の負担とする。

12. 事務局（書類の提出先及び問い合わせ先）

本募集に係る事務局は次のとおりとする。

担 当 松江市立病院 総務課総務係

所在地 〒690-8509 島根県松江市乃白町 32 番地 1

電 話 0852-60-8000

F A X 0852-60-8005

E-mail soum@matsue-cityhospital.jp

(別紙1)

令和 年 月 日

松江市立病院総務課
院内保育所担当 行
(FAX: 0852-60-8005)

商号又は名称

代表者職氏名

質疑書

質 疑 事 項

(注) 質問は、1問につきこの用紙1枚を使用してください。

(別紙2)

プロポーザル参加意思表明書

件名	松江市立病院院内保育所運営業務委託事業	
令和 年 月 日 松江市病院事業管理者 様		
プロポーザル実施要領に示された参加資格要件を満たしますので、松江市立病院院内保育所運営業務委託事業にかかる企画提案について、企画提案書等関係書類を所定の期日までに提出します。		
商号又は名称		(代表者印)
代表者の職氏名		
担当部署		
担当者の職氏名		
所在地		
電話番号		
FAX番号		
e-mail アドレス		
備考	実施要領4. 参加資格要件(4)、(5)については、それを証明する書類を添付すること。	(総務課受付印)